

# 豊能町下水道排水設備指定工事店

## 登録のご案内

- 1 豊能町内で下水道の宅内工事を行う場合は町の指定が必要です。  
また、指定を受けるには、下記の条件を満たしている必要があります。
  - ・大阪府内に営業所を有し、責任技術者が1名以上専属していること。
  - ・工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- 2 指定登録を受けるための手続きは、以下のとおりです。  
更新：指定には有効期限(原則5年)があり、引き続き指定を受ける場合は更新手続きが必要です。

提出書類			個人		法人		備考
			当初	更新	当初	更新	
①	様式1	指定申請書	○	—	○	—	メールアドレスも記入して下さい。
②	様式2	指定工事店継続申請書	—	○	—	○	〃
③	様式	指定工事店異動届出書	—	△	—	△	
④	添付書類	住民票の写し(住所、氏名、生年月日)	○	△	—	—	3ヶ月以内のもの
⑤		登記簿謄本または記載事項証明書	—	—	○	△	3ヶ月以内のもの
⑥	〃	経歴書	○	△	—	—	
⑦	〃	定款の写し	—	—	○	△	直近のもの
⑧	〃	責任技術者及び全従業員の名簿・責任技術者証の写し	○	○	○	○	
⑨	〃	営業所所在付近の略図	○	△	○	△	
⑩	〃	所有する器具、機械の調書	○	△	○	△	
⑪	〃	写真(会社の外観、内部、倉庫、器材)	○	△	○	△	3ヶ月以内のもの
⑫	〃	排水設備指定工事店証の写し	—	○	—	○	

※△は、変更があった場合に変更に伴う添付書類と共に提出して下さい。  
また、添付書類については、すべて任意の様式で結構です。

### 【申請手数料】

- ・ 指定の申請 10,000円

### 【申請場所】

- ・ 豊能町役場 都市計画課 窓口  
〒563-0292 豊能町余野414番地の1  
TEL:072-739-3425 FAX:072-739-1919  
E-mail:jyogesui@town.toyono.osaka.jp